

特別養護老人ホーム 阿見翔裕園  
指定短期入所生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿の森が経営する指定短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を維持、継続することができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨並びに内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉える。
- 3 相当期間以上にわたり継続して入所されることが予定される利用者へは、介護予防サービス支援計画に基づき、個別に短期入所生活介護計画を作成する。
- 4 利用者の日常生活全般の状況を的確に把握し、必要とする適切なサービスを提供する。
- 5 利用者又はその家族に対し、利用期間、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 6 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 7 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 8 指定居宅介護支援事業者へ提供したサービスの状況等を報告する。
- 9 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 10 短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次の通りとする。

特別養護老人ホーム 阿見翔裕園 (以下、「事業所」という。)

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次の通りとする。

茨城県稲敷郡阿見町阿見字阿見原5 1 3 7 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。第1号に掲げる管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、第2号から第7号に掲げる従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行う。

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) 管理者        | 1名                 |
| (2) 医師         | 1名(嘱託)             |
| (3) 生活相談員      | 2名                 |
| (4) 看護職員       | 3名以上(特別養護老人ホーム兼務)  |
| (5) 介護職員       | 26名以上(特別養護老人ホーム兼務) |
| (6) 栄養士又は管理栄養士 | 2名(特別養護老人ホーム兼務)    |
| (7) 機能訓練指導員    | 1名(看護師兼務)          |
| (8) 調理員        | 業者委託               |

(利用定員)

第7条 短期入所生活介護の利用定員は16名とする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
- (4) 送迎サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事サービス
- (7) 相談、助言等に関すること

(短期入所生活介護計画の作成等)

第9条 短期入所生活介護を開始する際には、利用者の心身の状況及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に短期入所生活介護計画を作成する。また、既に居宅サービス支援計画が作成されている場合は、その内容に沿

った短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(短期入所生活介護の利用料等)

第10条 本事業所が提供する指定短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、利用者から本人負担分の支払いを受ける。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 次条に定める通常の送迎サービスの実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

送迎距離片道	10km未満1回につき	300円
送迎距離片道	10km以上超えた距離1kmあたり	20円加算

- (2) 食費 1,950円
- (3) 滞在費 915円
- (4) 理美容代 実費相当額

- (5) 前各号に掲げるものの他、短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスの提供をする際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用者の支払いは、現金又は銀行振り込みにより、指定期日までに受ける。

(通常の送迎サービスの実施地域)

第11条 通常の送迎サービスの実施区域は次の通りとする。

阿見町、土浦市

(サービスの提供記録の記載)

第12条 指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について、利用者によって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 サービスの利用に当たっては次のことに留意する。

- 1 契約書等書類の氏名、住所等に変更があった場合は速やかに事業所に知らせるものとする。
- 2 他の利用者に対する迷惑行為を行った場合、利用停止とする。
- 3 伝染性疾患等に感染したときは速やかに事業所に知らせるものとする。
- 4 浴室、機能訓練室等は指示のもとに使用する。

(秘密の保持)

第 14 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 本従業者であったものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 15 条 提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 17 条 短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。また本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所における感染症の予防及びまん延のぼうしのための対策を検討する委員会を概ね年 4 回開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 本事業所における感染症の予防及びまん延の防止の指針を整備する。
- (3) 本事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 本事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生予防を防止する為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果

について従業者へ周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(業務継続計画の策定等)

第19条 本事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(地域との連携等)

第20条 本事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 本事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定短期入所生活介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定短期入所生活介護の提供を行うよう努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第21条 短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第22条 短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年2回定期的に避難訓練を行う。
- 3 本事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(記録の整備)

第23条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

- 1 短期入所生活介護計画
- 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 3 身体拘束等の態様及び時間、理由等の記録

- 4 市町村への情報提供に係る記録
- 5 苦情の内容等の記録
- 6 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての留意事項)

第24条 本事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 施設内研修 毎月1回行う内年1回以上
- (3) 階層別研修 随時

2 従業者等は、その勤務中に常に身分を証明する証票を携行し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿の森と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

4 本事業所は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年9月11日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。